

3. 働く人のための相談や支援

(1) 治療と仕事の両立支援に関する制度

仕事を続けることは、生計を維持することはもちろんのこと、治療と前向きに取り組むためにとても重要です。

仕事をしながらでも安心して治療を受けるために、多くの支援制度があります。職場によっては下記の休暇制度や勤務制度を設けている場合があります。

また、必要に応じて、主治医と連携し、職場関係者と治療計画を共有することで、業務内容を調整することや、受診の予定に応じて無理なく通院できるように協力を得ることがある場合があります。

職場の人事労務担当者や上司、健康管理担当者等と相談してみましょう。

●休暇制度

名 称	内 容
時間単位の年次有給休暇	1時間単位で有給をとるもの（1年で5日分まで）
傷病休暇・病気休暇	入院や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇をとるもの

●勤務制度

名 称	内 容
時差出勤制度	始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて勤務するもの
時間勤務制度	労働時間を短縮するもの
在宅勤務（テレワーク）	パソコンなどの情報通信機器を活用した場所にとらわれない働き方により、通勤による身体への負担を軽減するもの
試し出勤制度	長期間にわたり休業していた方に対し、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うもの